

川口市立医療センター 院内保育施設運営業務委託

プロポーザル実施要領

川口市立医療センター

1 目的

この要領は、病院に勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環としている川口市立医療センター院内保育施設運営業務委託について、知識や経験の豊富な保育士による保育業務を行うことができる高い専門性と信頼性、実績、事業実施体制等を審査選考し、総合的に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 対象業務

- (1) 業務名 川口市立医療センター院内保育施設運営業務委託
- (2) 履行場所 川口市立医療センター院内保育室（川口市新井宿 802-2）
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
※但し、契約期間内、良好に業務を遂行した場合は、当初の契約開始日から最長5年間、業務委託を更新できることとし、年度毎に契約締結を行う。なお、前契約事業者との業務引継は令和7年3月31日までに終了するものとし、業務引継期間に係る人件費その他費用については、新契約業者には支払わないものとする。また、院内保育室の運営状況や病院事業の収支状況、また、予算状況により、契約期間の途中で契約を停止することもある。
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額 57,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

項目	日程	備考
(1) 公募開始	令和6年12月9日（月）	川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(2) 質問書の受付期限	令和6年12月16日（月） 17時（必着）	病院総務課あてメールで送付
(3) 質問書への回答期限	令和6年12月23日（月） （随時回答）	川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(4) 参加申込の受付期限	令和6年12月26日（木） 17時（必着）	病院総務課あて持参 又は郵送
(5) 参加資格の確認結果通知	令和7年1月9日（木）	申込者あてメールで送付
(6) 提案書等の提出期限	令和7年1月22日（水） 17時（必着）	病院総務課あて持参
(7) ヒアリング	令和7年1月31日（金） 10時頃予定	プレゼンテーション形式

(8) 選定結果通知	令和7年2月7日(金) 予定	・ 申込者あてメールで送付 ・ 川口市及び川口市立医療センターホームページで公表
(9) 契約の締結	令和7年2月下旬予定	

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。なお、参加資格の確認基準日は、参加申込書の提出日とする。

- (1) 令和6年度かつ7年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 事業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (10) その他本実施要領で示す条件等を全て満たすこと。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年12月26日(木) 17時まで(時間厳守)

※期間外の提出は受け付けない。
- (2) 提出書類

下記(ア)～(エ)について、提出部数は各1部とする。

 - (ア) 参加申込書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要調書(様式第2号)及びパンフレット
 - (ウ) 事業所内保育所運営実績(様式第3号)

(エ) 事業所内保育所運営実績を証する契約書の写し（なお、これのみでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他に判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）も添付すること。）

(3) 提出方法 持参又は郵送

- ・持参の場合は、平日9時から17時まで
- ・郵送の場合は提出期限（必着）を厳守。郵便事故等についての異議申立ては受け付けないものとする（書留郵便等配達記録の確認できる方法を推奨）。

(4) 提出先 病院総務課（「18担当事務局」に記載の提出先）

(5) 書類作成上の注意

- ・提出書類の大きさは原則としてA4判とする。記載は日本語で、簡潔な記述。
- ・様式第2号（会社概要調書）については、必要事項が記載されていれば書式や用紙は原則自由。ただし、合計枚数はA4判で2ページまでとする。

(6) 書類審査

ア 提出された参加申込書等により参加資格の有無について書類審査を行い、書類審査を通過した提案者のみヒアリング（プレゼンテーション）を行う。

イ 参加申込を行った事業者が4者を超える場合には、提出された会社概要調書及び事業所内保育所運営実績等に基づき審査を行い、上位4者をヒアリング参加事業者として決定するものとする。

8 参加資格の確認結果通知

(1) 通知期限 令和7年1月9日（木）までに、参加の可否を通知する。

(2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知する。

9 提案書等の提出

「8 参加資格の確認結果通知」にて参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1) 受付期間 令和7年1月22日（水）17時まで

※期間外の提出は受け付けない。

(2) 提出書類

下記（ア）～（ウ）について、正本1部及び副本8部（コピー可）をクリップ等でまとめた形で提出すること。

（ア）企画提案書（様式第5号）

（正本1部、副本8部（コピー可）をクリップ等でまとめた形で提出）

※副本には、企業名および企業ロゴ等を記載しないこと。

- ① 運営方針（保育室運営に当たっての基本的な考え方）
- ② 保育内容（1日の保育の流れ、1年間の行事計画等）
- ③ 安全管理（事故発生時の対応、災害発生時の対応等）
- ④ 健康管理、衛生管理（乳幼児の健康管理、調理方法、食中毒予防等）
- ⑤ 職員配置（職員配置や勤務体制の計画）

- ⑥ 職員研修、職員の健康管理の取組み
 - ⑦ 保護者との連絡・連携の取組み
 - ⑧ 情報管理の取組み
 - ⑨ 保育室運営に当たっての独自の自主事業や特色等の提案
- (イ) 見積書（様式第6号）
 ※工数がわかる資料を添付すること。
- (ウ) ・前会計年度末における貸借対照表
 ・前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 ・保育所を運営する事業に係る前会計年度末における積立金積立資産明細書

(3) 提出方法 持参に限る。郵送等は受理不可。

(4) 提出先 病院総務課（「18担当事務局」に記載の提出先）

(5) 書類作成上の注意

- ・提出書類の大きさは原則としてA4判とする。記載は日本語で、簡潔な記述。
- ・様式第5号（企画提案書）については、必要事項が記載されていれば書式や用紙は原則自由。ただし、合計枚数はA4判で9ページまでとする。

10 質問回答

(1) 質問方法 質問書（様式第4号）に本プロポーザルに関する質問事項を記載の上、メールで送付。

※電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

※メールの件名及びファイル名は「院内保育施設運営業務プロポーザルに関する質問（企業名）」とすること。

(2) 質問書送付先 病院総務課（「18担当事務局」に記載のメールアドレス）

(3) 質問受付期間 令和6年12月16日（月）17時まで

(4) 質問回答期限 令和6年12月23日（月）（随時回答）

(5) 回答方法 川口市及び川口市立医療センターホームページに掲載（随時）

(6) 本プロポーザルと直接関係のない質問、単なる意見表明及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

11 ヒアリング（プレゼンテーション）

(1) 日時 令和7年1月31日（金）（時間は別途通知）

(2) 場所 川口市立医療センター2階 第2会議室

(3) 出席者 3人以内

(ア) 本業務を担当する予定の管理責任者及び主任担当者が必ず出席し、主任担当者が説明を行うこと。

(イ) 説明は企業名を伏せ、事前に提出した企画提案書に沿って口頭で行うものとし、プロジェクター投影は行わない。

(ウ) プレゼンテーション実施中は、他の事業者は会場に入室できない。

(4) 持ち時間 25分以内（プレゼンテーション15分・質疑応答10分）

1 2 選定基準

評価項目		評価の視点	配点
1	運営方針	施設の設置目的に合致した内容であるか	3
		保育所を運営するにふさわしい経営理念を持っているか	3
		利用者（入所児及び保護者）に対して公平かつ中立的な立場を保てるか	3
2	保育内容	保育目標、保育方針及び指導計画等がすべての児童に良質な保育を提供できる内容になっているか	7
		保護者にとっても安心して預けられる保育内容となっているか	7
3	安全管理	事故及び災害発生時の対応は明確かどうか	5
		事故防止のための具体的取組み内容	5
4	健康管理・衛生管理	乳幼児の健康管理は適切かどうか、また異常がある場合の対応は適切かどうか	5
		調理方法及び食中毒予防に対する考え方が明確かどうか	5
5	職員配置	適切な職員配置を考慮しているかどうか	5
		勤務体制の計画は適切かどうか	5
6	職員研修、職員の健康管理の取組み	職員研修に対する取組み内容及び考え方	3
		職員の健康管理に対する取組み内容及び考え方	3
7	情報管理の取組み	情報管理に対する取組み内容及び考え方	3
8	保育所運営に当たっての団体独自の自主事業や特色等の提案	保育所運営に当たっての団体独自の自主事業や特色等の提案がなされているか	18
9	経営的運営能力	経済的に合理性のある提案となっているか	20
合計			100

1 3 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書、ヒアリング等の審査により行う。
- (2) 審査は、当院職員により構成する「川口市立医療センター院内保育施設運営業務委託受託業者選定委員会」が行う。
- (3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

- (4) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先する。見積書の金額が同額の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。
- (5) 各委員の持ち点を合算した値の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選定対象から除外する。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。
 - (ア) 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - (イ) 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - (ウ) ヒアリングに参加しなかった者
 - (エ) 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - (オ) 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.4 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、ヒアリングに参加した者全者に次の事項をメールで通知するとともに、川口市及び川口市立医療センターホームページに掲載する。また、失格となった場合は別途通知する。

また、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

なお、選定結果に対する質疑や異議申立ては受け付けない。

1.5 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市立医療センターから指示があった場合を除き認めない。

1.6 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市病院事業契約規程第22条第1項により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市病院事業契約規程第23条に該当する場合は契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとする。
- (5) 令和6年度かつ7年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていることを条件として契約を締結する。
- (6) その他契約に関する条項は川口市病院事業契約規程による。

1.7 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市立医療センターに請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式第7号）を提出するものとする。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市立医療センターが無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (5) 本件に係る契約は、令和7年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1.8 担当事務局（問い合わせ・書類等提出先）

川口市立医療センター病院総務課 担当：樋口、稲葉
所在地：埼玉県川口市西新井宿 180 番地
電話：048-287-2525 内線2213・2214
E-mail 170.01000@city.kawaguchi.saitama.jp